

「ひと咲き まち咲き あまがさき」ロゴマーク図版 使用ガイドライン

尼崎市は、「ひと咲き まち咲き あまがさき」をまちづくりのキャッチフレーズとし、「あまがさきで、人々が、まちが、花を咲かせ、実を結び、種を残し、また次の花を咲かせていく。」という思いで、このまちに関わる人たちが、学び合い、いきいきと活動できるような、魅力あふれるまちづくりを進めています。このまちづくりのキャッチフレーズに込めた思いをたくさんの人に知ってもらい、また、尼崎に関わる人たちに、さらにまちへの愛着と誇りを高めるきっかけとなるよう、「ひと咲き まち咲き あまがさき」をイメージしたロゴマークを公募により決定しました。

「人が生き生きと生活する様子、まちが生き生きと活気ある様子」を表したキャッチフレーズの趣旨とともに、このロゴマークを通して本市の魅力が多くの方々に伝わることを目指し、市内外のさまざまな方にご使用いただければと考えています。

1 使用の目的

ロゴマークは、市民のまちへの愛着や誇りを醸成し、本市のイメージを高めることを目的として使用することができます。

次に該当する場合は使用できませんのでご注意ください。

- (1) 「人が生き生きと生活する様子、まちが生き生きと活気ある様子」を表したキャッチフレーズの趣旨に反するとき
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が利用、または利用する恐れのあるとき
- (5) その他、市長が使用について不相当と認めたとき

2 使用にあたっての注意事項

どなたでも無料で自由にご使用いただくことができます。ご使用にあたっては、次の事項を遵守してください。使用者が以下の事項を遵守しない場合には、図版の使用を禁止します。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負いません。

- (1) 提供された図版を使用すること。色、形の変更等をしないこと
- (2) 第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 自己の商標、意匠等として独占的に利用しないこと
- (4) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること

3 その他

図版の使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負いません。

以 上